

令和4年度 防災計画

【震災時における教職員の動員体制】

1 配備・動員計画の基本方針

原則として、全教職員を対象とする。

2 動員の事前命令及び自動参集

- ・動員対象教職員は、配備体制に基づき、あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行する。
- ・勤務時間外においては、以下の場合、自動的に、直ちに全員が参集しなくてはならない。

＊ 横浜市域に、震度5（強）以上の地震が発生した時には、全員参集。

＊ 東海地震の警戒宣言が発令（予知情報）された時には、全員参集。

（東海地震「注意情報」のときは校長・副校長が動員対象となる）

なお、上記の情報は、横浜市ホームページ・危機管理課の防災情報に従うものとする（気象庁のホームページも同時に確認すること）

3 連絡調整者

教職員の中から学校へ早く到着できる順に、以下の3名を予め「連絡調整者」として指名する。

- ・保坂先生、林先生、河野先生

「連絡調整者」は、震度5（強）以上の地震が発生した時には、校長が参集するまでの間、地域防災拠点運営委員会との連絡調整を行う。

【巨大地震が発生した時の初期対応】

1 学校災害対策本部の設置

- ・震度5（強）以上の地震が発生した場合、学校は、学校災害対策本部を設置し、初期対応を図る。「大規模地震警戒宣言」等が発令された場合も同様とする。

《学校対策本部》

係	活動内容	分担
本部	・災害対策本部設置・各組織の総指揮・情報収集・PTAとの連絡調整・対外諸機関との連絡（区対策本部、市教委、消防、警察等）	校長・副校長
指揮	・本部からの指示の伝達・各班の仕事の稼働状況の連絡調整	教務主任
避難誘導	・生徒の避難誘導・収容教室への誘導・保護者への引き渡し準備 ・広域避難場所への避難準備	教務主任 学年主任
消火	・初期消火	学年主任・技術員
避難確認	・校舎の内外の巡回、警備 ・施設設備の安全点検 ・未避難者の搜索、救出	専任 生徒指導部 副担任
搬出	・重要書類の搬出、管理	副校長・事務
救護	・避難住人対応 ・救護所設置、放送機器準備 ・負傷者の応急処置、精神面の支援・医療機関との連携 ・収容、宿泊、給食等調整	専任・生徒指導部 副担任・視聴覚担当 養護教諭 技術員

2 建造物の自主検査（日常における自主点検および防火責任者分担）

実施区分	外観点検の内容	分担
建築物	・建物の外周部の管理、校地内の通路の確保 ・放火シャッター及びくぐり戸の点検 ・階段、廊下等避難通路及び非常口の確保	1F：2年学年主任 2F：3年学年主任 3F：1年学年主任
火気使用施設	・調理室、技術室、理科室、5・6組、技術員室での使用 ・器具の異常や周辺環境の整備	技術員・個別支援級担任・理科教諭
電気施設	・配電盤、分電盤、コンセント、配線、漏電警報器の破損や異常 ・標識、標示板、警備関係器具	施設営繕係
危険物施設	・石油保管庫、標識、容器の保管方法・薬品の保管及び取り扱い	技術員・養護教諭・理科教諭

3 消防用設備自主点検

実施区分	外観点検の内容	分担
屋内消火栓	・標示灯、消火栓箱、ホース、ノズル等の保管	1F：2年学年主任 2F：3年学年主任 3F：1年学年主任
自動火災報知設備	・非常電話、火災報知機、標示灯の破損及び異常	副校長・事務員
避難器具	・標識板の破損、器具格納状況、避難空き地、降下空間の設備状況	副校長・防災担当

誘導灯・誘導標識	・位置、方向、点灯、破損	生徒指導部
非常放送設備	・非常放送、選択放送、サイレンの故障の有無	視聴覚担当

4 防火責任者と火元責任者（防火管理責任者 学校長）

- ・教育再開は、学校本来の業務であるため、特に班編成は行わない。
- ・日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

	防火責任者		火元責任者	
第一号棟	地下1階	技術科教諭	金工木工室	技術科教諭
	1階	(2学年主任)	2-1	担任
			2-2	担任
			2-3	担任
	2階	(3学年主任)	3-3	担任
			3-4	担任
			多目的B	3学年教諭
	3階	(1学年主任)	1-1	担任
			1年活動室	1学年教諭
			多目的C	1学年教諭
第二号棟	1階	副校長	校長室	校長
			校務センター	副校長
			更衣室	副校長
			事務室	事務
			技術員室	技術員
			A・B会議室	副校長
			学習室	専任
			市民図書室	副校長
			P T A控室	副校長
	2階	(2学年主任)	調理室	家庭科教諭
			被服室	家庭科教諭
			5組	担任
			6組	担任
			コンピュータ室	視聴覚担当
	3階	(1学年主任)	美術室	養護教諭
			理科室	理科教諭
			音楽室	音楽科教諭
視聴覚室			視聴覚担当	
第三号棟	1階	(副校長)	多目的A	1学年教諭
			ほっとルーム	専任
			保健室	養護教諭
	2階	(3学年主任)	3-1	担任
			3-2	担任
			生徒会室	特活指導部
			5組	個別支援級担任
			放送室	視聴覚担当
	3階	(1学年主任)	1-2	担任
			1-3	担任
図書室			国語科教諭	
図書閲覧室			国語科教諭	

	防火責任者		火元責任者	
その他	体育館施設	体育科主任	体育館	体育科担当
			体育倉庫	体育科担当
			索道館	体育科担当
	屋外	副校長	石油保管庫	技術員
			物置	技術員

			変電室	副校長
--	--	--	-----	-----

【授業中に地震が発生した場合】

本計画においては、学校災害対策本部における分掌は、「 」で表記することとし、通常の公務分掌とは区別して考える。

- 1 安全確保
- 2 <揺れがおさまった後>：第1次避難 ～安全確認～被害状況の把握
 - ・生徒の安全確認
⇒災害発生時の授業担当の各教科担任が、生徒の安全確認し、教室で待機をさせる。
⇒職員室（本部）で待機していた本部付職員は、生徒の状況確認を本部の指示で行い、本部へ報告する。同時に、校舎内の破損状況と避難経路の確認を行い、報告する。
⇒本部の指示に従い、グラウンドまたは体育館に避難する。
 - ・配慮を要する生徒への対応
⇒災害発生時の授業担当の各教科担任が、対応する。
 - ・引き渡しの手順（保護者に直接迎えに来ていただく場合） ※詳細は【地震等災害時における生徒安全確保について】を参照
⇒グラウンドまたは体育館から安全を確認した各教室に戻り、保護者の迎えを待つ。
⇒担任は、引き取り確認書を持って、生徒の様子をみる。引き取り者カードを持った保護者の迎えを待つ。
⇒学年所属の職員は、引き渡し名簿を持って、保護者の方の誘導をする。原則、登下校時の階段を使用させる。
⇒残留生徒が減り、本部の判断で残りの生徒を体育館に集めるときには、地域ごとのエリアを作って保護者の迎えを待つ。
- 3 <危険なとき>：第2次避難
 - ・周囲の状況把握 ⇒ 生徒指導専任教諭、生活指導部生徒指導係
 - ・状況により第2次避難 ⇒ 「本部」である校長・副校長の判断により、第2次避難を行う。

【休日・夜間に地震が発生した場合】

- 1 横浜市域に、震度5（強）以上の地震が発生した時には、全教職員は本校に参集する。
- 2 「連絡調整者」は、いち早く学校に到着し、地域防災拠点運営委員会と避難場所開設等について連絡・調整する。必要に応じ、教育委員会事務局へ報告する。
 - ・避難住民の誘導 ・放送設備の利用支援 ・地域防災拠点の開設支援 ・被害発生の場合、区災害対策本部へ連絡 ・教育委員会事務局へ報告
- 3 「連絡調整者」は、参集した校長、副校長に報告。
- 4 参集した教職員は、先述の役割分担に従い、行動を開始する。
 - ・校地内施設の被害状況確認・危険個所の立入禁止措置・休校とする等保護者への連絡・地域防災拠点の運営支援・生徒、教職員の安否確認

【学校と地域防災拠点との関係】

学校は、災害時には、地域防災拠点運営委員会の構成メンバーとなるが、両者が連携・協働して災害対応にあたる。

【教育委員会事務局・区対策本部との関係】

- 1 学校と教育委員会事務局とは、学校教育に関する全般的事項について調整する。
 - ・生徒、教職員の安否確認 ・学校施設の被害状況の把握と応急復旧対策 ・応急教育施設の対策 ・教材、学用品の調達
 - ・応急教育計画の作成 ・心のケア ・その他
- 2 学校と区本部とは、災害対策・避難者対応について連絡調整する。
 - ・被害情報等の連絡 ・避難場所の開設、運営支援に関すること ・避難場所の安全性確保 ・その他

【地域防災拠点（震災時避難場所）の支援】

- 1 教職員による避難場所運営支援
学校が避難場所となった場合は、その運営が円滑に行われるよう、住民対応・避難場所支援を行う「救護班」を設置し、教職員は協力する。
- 2 住民対応・避難場所支援を行う「救護班」の役割
 - ・避難住民の誘導 ・避難者の校庭・体育館等への誘導

<使用してよい場所>

* 災害対策本部・・・5・6組、1階教室、1階便所、1階廊下	* 宮田長町内会・・・・・・2階教室、2階便所、2階廊下
* 宮田町共和会・・・・3階教室、3階便所、3階廊下	* 岡沢町自治会・・・・・・3階教室、3階便所、3階廊下
* 鎌谷町自治会・・・・体育館、1階便所	* 鎌谷町第2自治会・・・・体育館、1階便所

（2，3階に収容できない要介護者は、1階教室または素道館（格技場）とする。）

<注>校長室、校務センター、保健室等は、避難生活スペースとしては使用させない。

 - ・放送設備の使用についての対応
放送室や体育館放送室の鍵を開錠し、放送設備を使用できるよう対応する。（体育館放送室の鍵は、地域防災拠点委員会に貸与できる。）

- ・避難場所の整備、割り振り
- ・負傷者の応急手当
 - ア) 保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態に整える
 - イ) 地域防災拠点委員会の救出救護班の行う初期の応急手当に協力する。
- ・その他、避難場所運営支援

【学校教育再開に向けた対応の主な流れ】

学校再開準備班の設置

- ・再開準備班の構成・・・校長、副校長、教務主任、地域防災拠点委員会代表、保護者代表



被害実態調査（安否確認・被害調査）

- ・生徒及びその家族の安否確認・・・各担任及び学年主任
- ・生徒の住居の被害状況の確認・・・各担任及び学年主任
- ・教職員及びその家族の安否確認・・・副校長
- ・学校施設等の被害状況の確認・・・学年主任
- ・ライフラインの被害状況の確認・・・総務部（施設営繕係）
- ・通学路など地域の被害状況の確認・・・生活指導部生徒指導係

*各担当部署は「指揮班」である教務主任に報告。教務主任が情報を集約し、「本部」の校長・副校長に報告を行う。



教育委員会事務局・関係機関等との調整

- ・校舎等の被害に対する応急措置・・・建造物の自主検査の区分に応じて各部署で対応
- ・校舎等の危険度判定調査・・・建造物の自主検査の区分に応じて各部署で対応
- ・ライフラインの復旧・・・「本部」から関係機関に連絡
- ・仮設トイレの確保・・・「救護班」
- ・生徒の心理面への影響確認と心のケア支援体制・・・生徒指導専任教諭、養護教諭、生活指導部生徒指導係
- ・教室の確保（他施設借用、仮設教室の建設）・・・総務部（施設営繕係）
- ・通学路の安全確保・・・生活指導部生徒指導係
- ・避難移動した生徒の就学手続きに関する臨時的措置・・・総務部（庶務係）
- ・生徒の動向把握（避難先等の把握）・・・各担任及び学年主任
- ・教科書、学用品等の確保・・・総務部（庶務係）
- ・救援物資等の受け入れ・・・「本部」
- ・避難場所の運営支援・・・「救護班」

*各担当部署は「指揮班」である教務主任に報告。教務主任が情報を集約し、「本部」の校長・副校長に報告を行う。



家庭訪問・仮登校



情報整理分析と対応

- ・生徒の心理面の状況把握・・・各担任及び学年主任
- ・登校生徒の確認と学級編成・・・各担任及び学年主任
- ・移動避難した生徒の把握・・・各担任及び学年主任
- ・生徒のより具体的な被害状況の確認（教科書、学用品等）・・・各担任及び学年主任
- ・保護者への連絡方法の確認・・・各担任及び学年主任
- ・通学路の安全指導・・・生活指導部生徒指導係
- ・避難移動した生徒の移動先訪問・・・各担任及び学年主任

情報の把握（在籍校への復帰時期等）



【協議調整事項】

- ・校舎施設、設備の復旧、仮設教室の建設⇒避難場所と教育使用場所の区別

学校再開へ向けて、教職員は避難住民に対して、避難スペースの縮小・移動など、十分な説明と情報提供を行い、理解を求める。

（原則として、体育館、素道館（格技場）を避難場所として使用する。）

- ・授業形態の工夫（二部授業等）
- ・不足教職員についての応援体制・配置
- ・教職員が不足する場合の授業等の対応
- ・教科書の確保
- ・学費援助、教育事務の取り扱い
- ・授業再開の日程協議
- ・生徒の心のケア対策の支援体制
- ・学習の場の提供
- ・欠授業時数の補充と授業の工夫、生徒の学力補充

[学校が対応すべき事項]

- ・ 応急教育計画の作成
- ・ 転出生徒の調査、就学援助が必要な生徒等の調査
- ・ 水道の衛生検査の依頼
- ・ 生徒の心のケアの体制整備
- ・ 保健室の復旧・整備
- ・・・総務部（教務係）
- ・・・総務部（庶務係）、事務職員
- ・・・校長、副校長
- ・・・生徒指導専任教諭、養護教諭、生活指導部生徒指導係
- ・・・養護教諭

【生徒及び教職員の研修・教育の充実】

災害時には、多数の生徒が負傷することも想定されるため、養護教諭のみならず、他の教職員も応急救護に一定の対応ができるよう、応急救護処置技能を習得する。また、防災に係わるスクールスタンダードの周知徹底と年間5回実施する避難・防災訓練の他に3年生の全生徒は、応処置技能を習得する（普通救命講習を実施する。）。生徒の防災意識を高めるとともに、社会貢献意識、自己有用感も高めていく。

【避難訓練計画】

<4月>

○避難経路の確認

実施日	4月11日（月）
時間	5時間目 13:20～14:10
目的	・避難経路を確認する ・避難経路の途中で注意すべきポイントはどこなのかを考える ・自分のいる場所に応じて避難経路も異なることの確認を行う
内容	・避難経路を歩きながら注意すべきポイントはどこかを考えプリントにメモをとる ・場所に応じて避難経路が異なることを確認する。

<9月>

○総合防災訓練及び引き渡し訓練（大規模地震が発令した場合を想定する）

実施日	9月1日（月）
時間	6時間目 14:25～
目的	・大規模地震発生時における生徒の安全確保 ・学校組織体制づくり ・避難所での役割意識の確認
内容	・地震発生時の安全確保（負傷者の有無の確認） ・地域からの情報収集訓練 ・避難後の全体指導と学級指導 ・中学生としての、避難所での役割の認識

<11月>

○火災発生訓練

実施日	11月7日（月）
時間	6時間目 14:25～15:15
目的	・火災発生に際し、自らの判断で危険を避け、冷静・適切に避難できるようにする
内容	・火災発生時の安全確保（負傷者の有無の確認） ・生徒の避難と学級単位での人員点呼（負傷者の掌握を含む） ＊学級委員の点呼と教職員の点呼のダブルチェックを行う ・避難後の全体指導と学級指導

[日頃からの学級指導]

- ・上履きのかかとを踏まない。
- ・ポケットに手を入れて歩かない。
- ・教室の机間に物を置かない（通路の確保）。
- ・教師不在の教室等で火災が発生したら、非常ベル、近くの先生に知らせる。
- ・近くに先生がいない場合は、自分で冷静に判断して避難する。安全な場所に出たら、駆け足で集合する。